

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（概要）

（1）都市緑地法施行規則の一部改正関係、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則の一部改正関係

◆法改正の概要

- ・市町村が策定する基本計画等の記載事項に機能維持増進事業が追加  
→ 機能維持増進事業の具体的な内容等について省令に委任
- ・ 特別緑地保全地区等内の土地の買入れや買入れた土地における機能維持増進事業等の支援業務を実施する都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）を国土交通大臣が全国で一に限り指定する制度を創設  
→ 支援機構の指定基準、都道府県等から支援機構に対する支援業務の実施の要請方法等の支援機構の運営及び支援業務の実施に関する細則について省令に委任
- ・ 民間事業者等による都市緑地の確保のための取組に関する計画（優良緑地確保計画）について国土交通大臣の認定を受けることができることとする制度を創設  
→ 計画認定の申請方法等について省令に委任

◆省令改正の概要

- ・ 機能維持増進事業の具体的な内容として、「緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐又は択伐、土地の掘削その他必要な措置」と規定。等

◆省令改正の概要

- ・ 支援機構の指定基準として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する十分な知見と活動実績を有することを規定
  - ・ 業務規程、帳簿の記載事項を規定
  - ・ 都道府県等から支援機構に対する特定緑地保全業務等の実施の要請方法（要請書に対象土地の区域等を記載すべきこと）を規定
- 等

◆省令改正の概要

- ・ 計画認定の申請に当たって添付が必要な資料（計画が緑地確保指針に適合することを証明する書類等）等を規定

（2）都市再生特別措置法施行規則の一部改正関係

◆法改正の概要

- ・ 都市の脱炭素化の促進に資する都市再生整備事業（脱炭素都市再生整備事業）に関する計画の大臣認定制度を創設  
→ 計画認定の申請方法等について省令に委任

◆省令改正の概要

- ・ 計画認定の申請に当たって添付が必要な資料（再生可能エネルギー発電設備等の性能及び整備の状況を明らかにする書類等）、再生可能エネルギー発電設備等の内容、計画の認定基準等を規定

（3）その他の改正関係

- ・ 都市局公園緑地・景観課緑地環境室の所掌事務を整理
- 等

◆令和6年11月1日公布・11月8日施行